

改正秋田県道路交通法施行細則 ～平成20年10月1日施行～

自転車での

「傘さし」・「携帯電話の使用」
「ヘッドホン・イヤホンで音楽等の視聴」

は**禁止**です

…改正内容のあらまし…



携帯電話を使用するの運転禁止



- ◎ 携帯電話を手にとって、「通話」「操作」「画像を見ながら」自転車を運転してはいけません。
電話相手と通話する以外に、メールを打ち込む操作や携帯電話の画面を見ながらの運転も禁止です。
※ 傘さし運転は、従来から禁止されています。



ヘッドホン・イヤホンを使用をして両耳をふさぐ等周囲の音が十分に聞こえないような状態での運転禁止

- ◎ 携帯電話や音楽等視聴機器を利用して、ヘッドホン等で両耳をふさぐ等、周りの音が十分に聞こえないくらいの高音量で音楽等を聴きながら自転車を運転してはいけません。
ヘッドホン等の使用に限らず、スピーカーから直接音を出して周りの音が十分に聞こえないような状態での運転も禁止です。



すべての道路において禁止

- ◎ 今までは、交通の頻繁な道路のみが禁止の対象となっていました。これからは、交通量に関係なくすべての道路において禁止となります。
自転車で歩道を通行する場合も禁止です。